

## 北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に関する緊急要望

我が国を含む関係各国及び国際社会は、北朝鮮に対し、これまで累次にわたり関連の国連安全保障理事会決議等の完全な遵守を求めるとともに、核実験やミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう要求してきたところである。

しかし、とりわけ弾道ミサイルについては、今年に入って、10発以上が日本海に向けて予告なしに発射され、さらには、中国・四国地方上空を通過させ米領グアム島沖に中距離弾道ミサイルを発射する計画を表明するなど、軍事的挑発をエスカレートさせている。

そうした中、北朝鮮によって発射された弾道ミサイルは、平成29年8月29日、同年9月15日の早朝に、北海道の上空を通過し襟裳岬東方沖の太平洋上に落下した。

これは、国民の生命や安全・安心を著しく脅かす、これまでになく重大かつ深刻な事態であり、航空機及び船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。

さらに、同年9月3日に、北朝鮮は、6回目となる核実験を強行した。

これは、明白な国連安全保障理事会決議違反であるだけでなく、爆発規模が過去最大と推定されるなど、重大かつ差し迫った、新たな段階の脅威である。

これら北朝鮮による一連の挑発行為は、我が国及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、断じて容認することができない。

よって、政府においては、国際社会と連携のもと、下記事項に適切に対処されるよう、強く要請する。

- 1 北朝鮮により繰り返されるミサイルの発射と核実験は、国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海を脅かすことから、北朝鮮が、このような暴挙を繰り返すことのないよう、問題解決に必要なあらゆる措置を講じること。
- 2 高度な警戒態勢を維持しながら、ミサイル発射時におけるより適切な情報伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知など、国民の保護を最優先に、安全・安心を守るために必要な、あらゆる実効性のある対策を実施すること。
- 3 操業する漁船などの船舶や航行中の航空機に対し、ミサイル発射に係る情報の迅速な連絡体制を構築すること。

平成29年9月22日

全国町村議会議長会  
会長 櫻井正人